

令和6年11月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年11月14日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 1 1 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和 6 年 1 1 月 1 4 日（木） 9 時 3 0 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、廣田委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員
出席職員	狩野教育次長、坂口教育次長、犬塚教育政策課長、山下働きがい推進室長、山崎教育環境整備課長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、直塚高校教育課企画監、前田教育 D X 推進室長、近藤特別支援教育課長、長池児童生徒支援課長、加藤生涯学習課長、岩尾学芸文化課長、松山体育保健課長
開 会	（前川教育長） それでは、ただ今から 1 1 月定例会を開会いたします。皆様にご報告いたします。規則により岡山英生さんの傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いします。 本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。 議事録署名委員は、伊東委員、嶋崎委員の両委員にお願いします。
前回会議録承認	次に、1 0 月定例会等の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長） 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは、各委員御署名をお願いします。 本日提案されている議題等のうち、冊子 2 及び冊子 3 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり （前川教育長）
冊 子 1	それでは定例教育委員会 1 の冊子について審議をいたします。

第 2 5 号 議 案

第 2 5 号議案について、提案理由を説明願います。

(犬塚教育政策課長)

第 2 5 号議案「教育委員会事務事業の点検・評価等について」ご説明いたします。定例教育委員会冊子 1 の 2 ページをお開きください。参考 1 「教育委員会事務事業の点検・評価について」としてまとめております。左上の四角囲みでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は事務の点検・評価を行い、報告書の議会への提出、及び公表が義務づけられております。また点検・評価にあたっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る必要がございます。あわせて右上の四角囲みに記載しておりますが、教育振興基本計画の進捗管理についても、有識者の意見をいただくこととしております。資料中段になりますが、長崎県教育振興会議を設置し、有識者の意見を伺っているところでございます。会議の委員は 3 ページに記載しております 1 0 名の方となっております。1 0 月 4 日に今年度の会議を開催したところでございます。本日はこの教育振興会議の意見を踏まえ、教育委員会が行う点検・評価の結果を取りまとめることに関し、審議をお願いいたします。

別冊資料 1 「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標達成状況」をご覧ください。期間は平成 3 1 年度から令和 5 年度までとなっております。1 ページをお開きください。令和 5 年度最終目標値に対する達成状況ですが、達成率が 1 0 0 % 以上である「達成」が 2 5 項目、達成率が 9 0 % 以上である「概ね達成」が 1 6 項目、9 0 % 未満である「未達成」が 1 8 項目、令和 5 年度調査未実施による「判定不能」が 2 項目となっております。

成果指標は全部で 6 1 項目となっております。「未達成」の 1 8 項目につきましては、別冊資料の資料 2 「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標未達成状況調査票」に、目標値の設定根拠未達成の要因分析、今後の取り組み等を記載しております。

資料 3、「令和 5 年度教育委員会事務事業の点検・評価」をご覧ください。資料を 1 枚お開きいただきまして、「(1) 事業群評価の概要」について、1 0 ページに横長の表で「教育委員会所管の事業群評価対象事業」を記載しております。対象事業は左手でございますが、8 4 事業となっており、右側の表はそれに対する成果指標の達成状況でございます。

1 つの事業に複数の成果指標を設定しているものはございますので、成果指標として 8 7 件となっております。未達成がありました 1 0 件につきましては、次ページ以降に掲載のページを記載しており、それ

質 疑	ぞれ成果指標、取り組み状況や未達成の要因分析等を記載しております。なお資料後半 87 ページ以降でございますが、指定管理者制度の導入施設評価の概要についても記載しているところでございます。最後に資料 4「令和 6 年度長崎県教育振興会議報告書」の 1 ページをお開きください。教育振興会議において教育振興基本計画の数値目標や事業群評価指標の進捗状況に対して、また、今年度からスタートしております、第四次長崎県教育振興基本計画の推進に向けて、各委員の皆様からいただいたご意見と事務局からの説明について、主なものを記載しております。 以上の内容につきまして本日の審議後、議会の報告及び県教育委員会ホームページでの公表を予定しており、以上、教育委員会事務事業の点検・評価等の説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。それではこれより第 25 号議案につきまして質疑討論を行います。ご質問ご意見ございませんでしょうか。 (廣田委員) この資料 1 の 5 ページの中で 1 番気になったのは、「全国学力・学習状況調査の平均正答率」について、平成 31 年度から令和 5 年度まで毎年結果が載っており、知事会でもこの全国学力・学習状況調査を毎年行うのはいかなものかという意見が出ています。私もそう思う部分もあり、毎年毎年県別の資料を公開して、何か意味があるのかと思います。例えば 3 年や 4 年に 1 度であれば、意味があるように思いますが、毎年実施をしても結果は変わらないと思います。特に、長崎県の結果がずっと落ちているような気がしており、資料の 5 ページの実績値のところで、令和 5 年度の中学生のところ to × がついているという点が非常に気になりました。学力調査の結果の報告があったときにも申し上げましたが、今まで△がついていたところに×がつくと、また平均正答率が落ちたのかという印象を受けますし、特に英語については差がついていつている状況にあると思います。特に大事な教科でもある中学校の英語、数学を今後どのようにしていくのでしょうか。 (岡野義務教育課長) ありがとうございます。全国学力・学習状況調査において、昨年度英語の平均正答率が全国から 5.6 ポイント低かったということは、
------------	---

これは様々なところで取り上げられております。実はつい先日、各市町教育委員会の学校教育課の課長が集まる課長等会議を2日間にわたって開いた次第です。その1日目の議題に、英語の学力向上についてどのように考えるかという話し合いを行いました。これは県の方からお願いしたわけではなく、ある町の課長の方から、みんなで考えなければならないところに来ているのではないかという提案があり、話し合いをした次第です。課長会議という場で、英語という教科について、学力向上をどうやって行っていくかということについて話し合うということは、今まで例がないことでした。それほど県としても、各市町としても、英語の学力定着状況、現在の英語の授業の実態を気にしているということがはっきりとわかるものでした。もちろんそれぞれの市町ごとに、いろいろな取り組みをなさっていますが、それが本当に線となって繋がっているのか、本当に求められている事業とはどういうものなのかということを、行政機関も各学校も管理職員も、英語教科の担当も、1つ繋がったもので行っていかななくてはならないと、原因の原因をずっと探っていくうちに、自分の市町はここに原因があるのではないかとすることが必ず見えてくるので、また頑張らしましょう、という気運の醸成に努めたところです。

それから、やはり授業の改善が1番の学力向上の手がかりとなることは間違いないと思っておりますので、これは何度もお話をしてきたところですが、この夏に開かれた授業改善研修会においても、とにかく英語は話す、聞く、読む、書くことが求められるわけですが、まずは聞くということに関して、これが実はマイナス6ポイント以上低いというところもあったものですから、しっかりと学習の中で、「聞く」ということに特化した指導をしていきたいと思いますという指導主事の今年度の呼びかけで行っているところです。以上です。

(廣田委員)

教員の志願倍率が落ちてきており、教員の資質の問題もありますので、そういう意味でも今おっしゃった、授業改善のための研修は非常に大切になると思います。教員になったからといって、そこが到達点だとは思わず、教員自身も自分で指導力を向上させていかなければ、この中学校の成績に後々影響してくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう1つは、同じ5ページの「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」についてですが、ずっと×印がついているかと思います。令和5年度の最終目標値は90%となっており、毎年達成率は上がってきていると思います。よく見ると指導できる教員の割合が平成

31年度は70%で、そこから多少上がり下がりはありますが、大体上がっていき、令和5年度には78.6%と、10%弱は上がってきています。この最終目標値がそもそも達成できない目標値になっているのではないかと思います。80%くらいにしておけば、全て×印ではなく、少しは○印が付きます。全て×印だと、研修をしている方もやる気をなくしてしまうのではないかと思います。「ICTを活用して学習に取り組むことのできる子どもの割合（小・中学校）」についても同じことが言えると思います。平成31年度から令和5年度にかけて、69.6%から84.5%と、結構伸びているかと思いますが、その下を見ると全て×印がついており、最終目標値を見ると100%になっています。100%というのは、完全にできているという状況なので、その目標値の設定自体が厳しい状況を課しているのではないかなという気もします。確かに100%になることは大切だと思いますが、こういった結果は一般市民にも公開すると思います。この表を見た人たちは、5年間で何も達成していないように見えてしまうと思います。もちろん数字を細かく見ればわかりますが、一般の方々はそこまでわからないと思います。取組を行い少しずつ改善に向かっているということがわかるようにした方が良いと思いますが、どのように考えますか。

（前田教育DX推進室長）

本資料の18番の実績値は、国が毎年3月に実施する調査の結果をもとにしております。目標値は平成29年度の実績値をもとに設定しておりますが、平成30年度の調査よりICTの活用を取り巻く環境の変化や、主体的、対話的で深い学びの推進を踏まえ、基準がより高度なものに改定されました。そのため、平成30年度の調査において、長崎県、全国平均ともに約7%低下しております。令和5年度の実績値は、最終目標値には届かなかったものの、令和3年から直近3年間で10%以上の伸びが見られます。このことから、長崎県における教員のICT活用指導力は確実に向上しているものと考えております。なお、第四期教育振興基本計画におきましては、ICTを活用した教育の推進として、県立高校においては、遠隔教育についての指標を設定しております。教員のICT活用指導力については引き続き、国の調査で確認を行いながら、向上に向けた取り組みを継続していく所存でございます。以上です。

（廣田委員）

私が伺ったことは、目標値をずっと高く設定し続けて、×印がつい

ているのはどうなのかということで、△か○が付くような目標値を設定しながら、地道に進めていく方が良いのではないかと思います
が、それに対してはどうでしょうか。

(犬塚教育政策課長)

こちらの数値目標というものが、議会等も通して設定しているとい
うことで、なかなか最初に出した部分を変更するということは難しい
ところがありますが、ただ、委員のご指摘のように最初の目標を現実
可能と言いますか、低くという意味ではないのですが、実態に合った
ものにする、或いは一定期間経過した上で、大きく目標を変更しない
といけない部分が新しくいくつか出てきたり、新しく目標を設定した
いというところが出てきたりすることでの、見直しというところも今
後は検討をしていかないといけないと考えております。

(廣田委員)

確かに100%の状態になることが理想かもしれませんが、全然成
果が上がっていないと思われてしまうと思いますので、着実に達成で
きる目標値にしていた方が、皆さんのためにも良いのではないかと思
います。

最後に7ページの「いじめ解消率」や「不登校児童生徒数」につい
てですが、例えば「いじめ解消率」は目標値を100%に設定してお
り、先ほどと同じようなことですが、それが達成率を見てもずっと下
がっていつています。平成31年度が99.2%だったのが、令和5
年度には87%になっています。ひどいときは83%にもなっていま
す。「不登校児童生徒数」についても、目標値を1,600人以下に
していますが、令和5年度には4,095人になっています。最初の
2,163人から4,095人になっている実態の中での、このよう
なデータの表し方について、特に「不登校児童生徒数」については無
責任ではないかという感じもします。倍増しているのに、何の成果も
あがっていないという数値を出している気がします。これについては
どうですか。

(長池児童生徒支援課長)

ご指摘ありがとうございます。まず40番目の「いじめ解消率」の
100%の目標につきましてですが、確かに委員のおっしゃるとお
り、理想的な目標であることは否めないかと思います。ただ一方で、
このいじめの解消というのが、どういうことをもっていじめの解消と
するのかということについて、これは国の方の指針といいますか、指

導もありまして、2つの要件を提示されています。1つはいじめの行為そのものが止んでから相当の期間をもって判断をするようにということ、それからもう1つが対象の被害児童生徒が心身の苦痛を感じないような状態になるという、この2つをもっていじめの解消ということで取り組まなければならないと示されております。学校としましては、少なくとも児童生徒にしっかり寄り添って、解消に向けた取り組みをしなければならない。特に、後半の方に言いました対象児童生徒の心身の苦痛については、解消に向けて絶対取り組まなければならないと考えられておりますので、そういった意味での100%ということを目指しているところでございます。ただ一方で、最初の方で申し上げた、相当の期間をもっていじめの解消というものを見せなければならないということで、法の趣旨に則った認知、そして対応というものが徹底されてきたのもこの5年間の1つの成果であるということも言えると思います。従って、安易に解消したとせず、しっかり見定めて、現場では解消の判断をしているというところもでございます。参考までに資料の2の12ページに、今回の未達成状況の調査についての分析を示しております。その12ページの下段の、下から3つ目の枠ですけども、要因分析のところの2つ目の丸です。

未解消については、その後も年度をまたいで追跡調査を行い継続的な観察や見守りを続けてきたことで、令和6年度になりますが、8月末時点では、解消率は99.2%という結果も得ております。確かに100%が理想ですので、難しいような数値ではありますが、実際にその後の解消状況としては99%まで判断しているというところからすれば、学校として目指すべきものとしては100%だと我々は思っているところです。

それから不登校についてはご指摘のとおりです。この5年間の間に不登校に対する認識、それから取り組みの仕方が大きく変わりました。また、コロナ禍の影響を受けて、子どもたちの生活環境、家庭での子どもたちに対する指導の仕方等も大きな変化がありましたので、不登校そのものの数が増えること自体を問題とするということとはなかなか難しい点でありましたので、これにつきましては第四期の振興計画において、教育機会確保法の趣旨も踏まえつつ、子どもたちが安心して学びに向かうための支援の充実に繋がるような目標に変更して、取り組んでいきたいと思っているところです。以上です。

(前川教育長)

他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(芹野委員)

先ほど少し英語の話が出て、資料2の2ページや3ページに出てきている、「グローバル人材育成協議会」とはどういったもので、こういった機能を持っているのか教えていただきたいと思います。

(岡野義務教育課長)

グローバル人材育成協議会は、県内の大学の先生5人をお招きして、そして各市町教育委員会の英語担当の指導主事、もちろん県教育委員会、関係各課である義務教育課、高校教育課、それからモデル校を指定しておりますので、そのモデル校の校長等のメンバーから構成された協議会がグローバル人材育成協議会です。目的は、長崎県における、まさにグローバル人材の育成というものを主眼に置いております。例えば異文化理解や、海外に挑戦しようとするチャレンジ精神を培うためには、どのような教育活動を提供すればよいのか、こういったことを考える協議会ということでお答えさせていただきます。

(芹野委員)

ありがとうございます。私見ですけど英語力の1つのゴールというか、例えば英検の合格者数や、TOEICの獲得点数というところに主眼を置いてしまうと、なかなか望むべき子どもが育たないのではないかという気がします。大事なことは欧米とか英語圏の国の文化になるべく幼いときから触れる機会を増やしていくということではないのかと思いますので、そのあたりは程よくしていただければと思います。

別の質問で、資料1の3ページの5番目に「学校・家庭・地域が連携協働し」というところが、達成が100%だということですがけれども、不登校の問題やいじめの問題であるというのは、言葉だけ取れば学校だけの問題ではなく、家庭や地域との連携ということが非常に大切なのかという気がいたしますが、ここのところが言葉だけ言うと、100%達成となっていますが、これはどういった指標なのでしょう。資料2において未達成のものは内容が結構出ていますが、達成しているものについては内容があまり出ていないものですから、何が達成しているのかと思いました。そこを教えていただきたいと思います。

(加藤生涯学習課長)

資料1の8ページをご覧くださいと思います。こちらに「(1) 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境づくりの推進」

というところで、４７、４８、４９の目標を掲げております。この内容が達成という形で記しておるものでございます。

(芹野委員)

そうすると３ページに戻れば、４番の学校づくりの中で、いじめの問題や不登校の問題が挙げられていて、５番はそういったものではない視点から見ているのかと思います。項目分けというか、本来は学校の問題と、連携の問題というのは、その問題自体も連携していかないといけないところを、分けて考えてい続けると、いつまでたっても連携・協働しないような気がするので、この辺りは、次回その課題や項目出すときに交わった部分をしっかりわかるように、設定されたらどうかと感じました。私からは以上です。

(前川教育長)

ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。

(伊東委員)

先ほどの廣田委員からのご質問に関連しているのですが、資料を見させていただいて、目標と実際の実績がかなり乖離しているところがあるかと思います。この数値目標はやはりある程度、国が出してる目標に沿っていないといけないものなのか、或いは例えば第三期の年度途中で、当面目標の達成が不可能だから、目標を変えろといった議論はされることがあるのでしょうか。

(犬塚教育政策課長)

国或いは県の総合計画等に謳っている数値目標とそちらとの整合性を見ているというところが１つあるかというお尋ねかと思いますが、当然そちらはあるかと思います。そして年度のこの期間中における見直しということで、数値目標を変えるということにつきましては、活発に議論したということは、残念ながらそこまで行っておりませんので、先ほどのご指摘もありましたので、今後そういうところにつきましては検討していく必要が一定程度あるのかと考えている次第でございます。以上でございます。

(伊東委員)

例えば、国がこの目標でいきましようと言っても、我が県では難しいのではないかとということもありうると思います。例えば英語についても、いきなり国に合わせた目標で取り組んで、モチベーションが下

がるよりは、地道に上げていくことも大事なのではないかと思ったもので、意見させていただきました。

(前川教育長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(芹野委員)

資料3について、この資料はいろいろなところで見ますが、それぞれの部署が自分のところを自己評価されていると思います。そのときに活動指標と成果指標の設定がとても大切になるわけですが、これはいわゆる事務所のところで目標やその指標を、どなたか上の方なのか別部署の方が見て、適切であるかどうかということ来判断されて、指標に挙げられているのでしょうか。それとも自分の部署だけで決めたもので、そのゴールに向かって進んでいくような形なののでしょうか。

(犬塚教育政策課長)

設定の細かいところは存じ上げないところがあり、恐縮なんです。ただ相互点検といいますか、委員がおっしゃったことはそういう趣旨かと思いますが、そういう視点というところは確かにそれほどないのではないかと思います。

(芹野委員)

これから政策評価委員や議会に出るときに、結構この成果指標の〇×や、達成率ということだけが報告されていくので、どんな具体的な指標になっているかというところは、先に行けば行くほど問われにくくなるものですから、しっかりここは自分たちの目標にあった指標を立てられることが、皆さんされていると思いますが、よく見かけるのは、アンケートをとってそのアンケートの〇の数が幾つということを成果指標に挙げたり、もしくは実施した回数の積み重ねの回数を指標に挙げたりするという指標をよく見ますが、それはやればできることなので、取り組んだ結果がどうなのかということが問われていると思いますのでそういったものがわかるような指標づくりを、どなたか点検をされるようなことがあれば、直したら良いと思います。

(前川教育長)

知事部局も関連している部分は、企画の担当部門で総合計画に上げる指標については、総合計画の上位目標と、その上位目標に対して、その上位目標を達成するために掲げているそれぞれの事業施策の目

採決	標値、ですから下位の事業の目標値が達成すると本当に上位施策の目標値の底上げになるのかというような議論をしながら達成目標を作っています。この教育委員会の部分は、かなり細かく出てきていますので、その細かい部分が、例えばこの一本一本が例えば財政課に予算を要求する事業そのものであるような場合は、財政課の担当者から、この事業の予算査定する中で、本当にこの成果指標でいいのか、活動指標で良いのかという議論があります。そういった総合計画にもリンクしない、直接予算ともリンクしないような指標の場合は、我々教育委員会の内部だけで、芹野委員がおっしゃるようなチェックをしていかなければいけないと思いますので、そこはやはり担当部局が設定するだけではなくて、何らかの形で、横並びで見てみる必要もありますし、そういったことも含めて指標の設定を行っていかねばならないと思います。ありがとうございます。
可決	他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第25号議案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。
	「異議なし」と呼ぶ者あり
可決	(前川教育長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって第25号議案は原案の通り可決することに決定されました。
第26号議案	続いて第26号議案について、提案理由を説明願います。 (前田教育DX推進室長) 冊子1の4ページをお開きください。第26号議案「長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則の制定について」ご説明いたします。資料に記載しておりますとおり提案理由は、長崎県遠隔教育センターの開設に伴い、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該事業を行う教室等以外の場所で履修させる方法、すなわち遠隔授業の実施に關しまして、必要な事項を定めた規則を制定しようとするものであります。長崎県立大村高校に勤務を命ぜられました職員が、遠隔授業を担当し、長崎県教育センターから、遠隔授業を配信することを定めております。長崎県教育センター内に、「長崎県大村高等学校教育センター内分室」として、遠隔授業の配信をするスタジオ等を整備し、通称を「長崎県遠隔教育センター」として、小規模高校に対して、遠隔授業を配信するなど、地域や学校規模にとらわれない、オンラインを活

質 疑	用した県立の高等学校教育の充実を目指します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。 (前川教育長) それではこれより第26号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (廣田委員) 趣旨については大賛成ですが、なぜ大村高校の中に分室を作るのでしょうか。教育センターの中で分室を作って、全県の高等学校に配信をした方が手取り早いのではないかと思います。大村高校の負担があるのではないかと思います。大村高校に分室を設置する意義があるのでしょうか。 (前田教育DX推進室長) ありがとうございます。「教育センター」と「学校」の権限や役割分担に係る整理になりますが、教育センターはあくまで県教育委員会の所管する学校以外の教育機関でありますため、直接教育をつかさどるのではなく、教育に関する事務の管理執行を担っておりまして、教育課程や学習指導に関する事務を教育センターの職員である「指導主事」が担っております。一方、生徒への教育は学校がつかさどり、学校に置かれる教諭が校長の指揮監督のもとで行うことになっておりますから、今回の規則制定におきましても、大村高校に勤務する職員、すなわち「教諭」が遠隔授業を担うことを定めております。 (犬塚教育政策課長) 教育センターの職員につきましては、学校ではございませんのでその授業を行うことはできません。ただ一方で廣田委員がおっしゃるように、教育センターの中に設置した方が望ましいことは間違いないということで、教育センター内に大村高校の分室を置くという整理にいたしました。そこに実際に授業をすることができるのが学校の教員です。その教員がそこにいるという整理にいたしまして、教育センターの方から遠隔の配信授業を行うということを考えております。 (廣田委員) わかりますが、教育センターに実際指導主事として配置された教員というのは、ある程度実力のある教員が多いと思います。そういった方々が、授業ができないということがおかしい気がいたします。そう
------------	---

	いうところを改めて、授業ができるようにして、教員の方々が思う存分にできるような体制にした方が良いのではないかと思います。 (前川教育長) そこは法令規則でできないことになっております。実は文科省とは大分やりとりをさせていただいて、少し軟化しつつあります。我々としても、廣田委員がおっしゃることが理想だと思っております、なるべくそれを特区のようにしてできないかと文科省とやりとりをしております、できるだけそういった形になれるように今後さらに詰めていきたいと思っております。私も政府施策要望の際に直接文科省の担当とまさにそのお話をさせていただきました。 (廣田委員) 一度四国に行かせていただいた際に、確か教育センターの中にそういった分室を作って配信をしているということを聞いたことがあります。アメリカの情勢も変わってきましたが、日本の国の情勢も変わっていかねばいけないと思います。やはり法律に縛られたところで教育を行っていくのではなくて、自由に行っていけるような体制にした方が良いのではないかと常々思います。 (前川教育長) ありがとうございます。教育委員会でもそういうご意見をいただいているということを、文科省との協議の中でしっかりお伝えしていきたいと思います。 他にご質問、いかがでしょうか。この案件については、今日の説明の中にはございませんけども、報告資料の中で遠隔センターの愛称を募集するような資料を入れさせていただいておりますので、今後そういった手続きにも入ってまいります。 それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第26号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続きまして第27号議案について、提案理由の説明をお願いします。
採決 可決 第27号議案	

(近藤特別支援教育課長)

冊子1の6ページ、第27号議案「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第二次実施計画の案について」ご説明いたします。提案理由につきましては、令和4年度以降の本県の特別支援教育のさらなる充実に向けて策定いたしました、第二期長崎県特別支援教育推進基本計画に示した基本方針や方向性を踏まえ、令和7年度から9年度に取り組む具体的な施策をまとめた第二次実施計画を定めようとするものでございます。1の計画期間でございますが、今申し上げましたとおり令和7年度から9年度の3年間となります。2の内容構成については、資料2に記載のとおりであります。第二期基本計画で示した4つの柱に沿って取り組む具体的な施策を記載しております。別添冊子の「第二次実施計画（案）」をご覧ください。7月の定例教育委員会でご協議いただきましたものと、概要の取り組み内容に変更はございませんが、委員のご指摘を受け、2ヶ所ほど修正を加えております。その資料14ページをご覧ください。前回、GIGAワークブックや情報モラルについて、注釈を追加した方が良いというご意見を受けまして、14ページ下の注釈に※20、「GIGAワークブックながさき」についての説明を追加しております。また、資料21ページの目標値のうち、表の下から2行目の4、「『GIGAワークブックながさき』を活用したと回答した特別支援学校の割合」の文頭にも、「活用型情報モラル教材」という文言を追記しております。さらに、同じく資料21ページの右から2列目に、基準値の欄がございますが、基準値が令和5年度のもの、令和6年度の現時点のものが混在しておりましたので、令和5年度のものに統一しております。その他、軽微な文章表現に数ヶ所修正を加え、文書を整えております。なお、補足でございますが、この4ページの下段の枠囲みの中に、「愛着障害」という言葉がございます。この「愛着障害」についてですが、養育者と愛着が何らかの理由で形成されず、子どもの情緒や対人関係に問題が生じる状態のことを申します。

本実施計画につきましては、9月の定例県議会文教厚生委員会で説明させていただきまして、いくつかご質問やご要望をいただきました。まず、5歳児健診を活用した保護者への就学に関する情報発信の推進と、長崎県民大学と連携した幅広い世代の方々を対象とした、特別支援教育セミナーの開催について、具体的にどのような形で実施していくのかというご質問がございました。また、医療的ケア看護職員について、必要な学校には十分配置していただきたいというご意見や、第一次実施計画を踏まえて、第二次実施計画をさらに充実が図れるよう、十分な実施に努めていただきたいという要望がございました。

質 疑	た。今後、本実施計画に基づきまして、本県の特別支援教育のさらなる充実を図って参りたいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。 (前川教育長) これより第27号議案について、質疑・討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 実施計画(案)の5ページ目に、新たな取組として、「新たな『長崎県特別支援学校キャリア検定(種目:アノテーション)』の実施と書いてあり、アノテーションについては下に注釈があるので意味はわかりました。このアノテーションという言葉自体を知らなかったもので、特に注目してみましたが、画像や動画等にタグやメタデータと呼ばれる情報を付けていく作業ということで、確かに今の時代には必要なことだろうと思いますが、就職に関して需要があるのでしょうか。生徒たちは検定のために頑張って勉強すると思いますが、これが就職に結びつくのか、そういった状況があるのかを確認したいと思います。 (近藤特別支援教育課長) ありがとうございます。このアノテーションにつきましては、全国の障害者の就労支援事業所などで広がってきてはおりますが、まだ長崎で取り組んでいる事業所はございません。ただすぐにアノテーションが就労に結びつくかということではないととらえております。ただ、このキャリア検定自体が検定に向けて学ぶことで、進路実現に必要な知識や技能、そしてそういった態度を養って、合わせてこれができるという障害のある子どもたちの自己有能感や、作業工程などを経験することで、検定に向けて身に付けた力が、結果的に生徒の進路実現に繋がっていくものと考えております。 (廣田委員) そうするとまだこれからの段階で、全国的にもまだ行っているところは少ないということですね。しかし、今はAIやICTの時代ですから、そういったものに慣れ親しむことは大事なことだと思います。 (前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
------------	---

採	決	それでは質疑討論とどめて、採決をいたします。第 27 号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。次の議案審議から非公開でございますので、傍聴人の方及び報道関係者の方は、恐縮ですが退席をお願いいたします。
可	決	
協 議	議 案	(別紙議事録) (別紙議事録) 11 時 10 分、本日の会議を終了